平成２６年（フ）第７９１号
名古屋市南区鯛取通３丁目15番地　ＮＤＳマンション鶴里801号
破産者　佐藤　達司
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３５７号
大阪市淀川区西宮原１丁目３番22―110号
破産者　大澤　勝哉
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５４５号
大阪市中央区高津１丁目４番６号703、開始決定時の住所大阪市中央区高津３丁目２番15―1303号
破産者　神童美羽こと　李　　浩禎
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４６号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目７番23号　ハイヴァリー塚口本町201
破産者　藤﨑　　忍
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３５号
大阪市東成区大今里南２丁目14番10号
破産者　ミヤギ工業こと　宮城　正和
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８２号
大阪府高槻市西真上１丁目28番13号
破産者　本田　晴美
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４２号
大阪府豊中市豊南町南３―３―３、住民票上の住所大阪府吹田市山田東３丁目18番30―305号
破産者　井原　靖史
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９１号
大阪市港区三先２丁目20番69―406号
破産者　岡崎　洸美
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４９号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―515号
破産者　飯倉　正雄
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８１号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―1105号
破産者　上田　陽美（旧姓近藤）
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１２号
大阪府茨木市南安威２丁目７番21号　ソレイユＤｏｎｄｏ103号
破産者　豊嶋　時夫
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７８号
堺市南区茶山台２丁３番17―102号
破産者　篠宮　嘉則
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１４号
大阪市西区立売堀３丁目６番５号　501
破産者　松澤商店こと　松澤　謙二
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１９号
堺市西区北条町２丁26番１号
破産者　平田　晶一
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２３２号
大阪市港区港晴２丁目４番18―402号、前住所大阪市港区田中１丁目15番13―906号
破産者　辻井　將明
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
神戸市灘区水道筋６丁目３―３―202号、住民票上の住所兵庫県明石市宮の上４番505号県営明石林崎住宅
破産者　豪家こと　末益　朋子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２９号
兵庫県加東市平木1310番地425
破産者　大塚　裕也
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番５号
破産者　島岡　幸廣
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
兵庫県川辺郡猪名川町杉生字小田中１番地の２、前住所兵庫県朝来市和田山町加都1518番地
破産者　松本　俊顕
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係